

電気用品安全法に関する質問について

令和 7年 2月 14日改定

平成 20年 12月 5日 製品安全課

項 目	個別要求事項が定められていない家庭用電気機器への J 6 0 3 3 5 の適用について
1 内容	技術基準省令解釈別表第十二の基準の J 6 0 3 3 5—1 (家庭用及びこれらに類する電気機器の安全性、一般要求事項) に該当する製品で、パート 2 (個別要求事項) が存在しない製品 (例 : こて加熱器、電気くん蒸殺虫器、電気芳香拡散機等) の、技術基準省令解釈別表第十二の基準による基準適合確認 (法第 8 条第 1 項) は、J 6 0 3 3 5—1 (パート 1) のみを適用することで、基準適合確認として認められると判断してよろしいか、ご教示下さい。
2 回答	J 6 0 3 3 5 シリーズ該当製品については、パート 1 (一般要求事項) の適用のみでは、基準適合確認として認められません。 パート 2 (個別要求事項) が存在しない製品は、技術基準省令解釈別表第十二の基準が存在しないものとして取り扱います。 (理由) J 6 0 3 3 5 シリーズ該当製品については、パート 1 (一般要求事項) とパート 2 (個別要求事項) を併用することを意図した技術基準であることから、パート 1 (一般要求事項) の適用のみでは基準適合確認として認められません。